

令和2年6月10日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナーフェイス小田301号
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700
FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修
同
弁護士 久 留 倫 太 郎



回 答 書 7

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」といいます）の代理人として、貴連合会からの令和2年5月28日付のメールに対し、以下のとおり、ご回答致します。

1 上記メール第1項について

「貴所の弁護士名が含まれないメールアドレス」とのご指摘につきまして、従前からの当職ら事務所のメールアドレスは「d-lo.jp@dream.ocn.ne.jp」ですが、このうちの「d-lo」は、「堂免」「法律事務所」の英字表記の略記ですので、この旨ご承知おきください。

また、「異なる法律事務所の名称でしたので」とのご指摘は、当職らにとって全く趣旨を図りかねるもので、すなわち、「異なる法律事務所の名称」については、寧ろ、貴連合会から当職らに対する令和2年5月11日付のメールにて、「ドンフリー法律事務所」なる記載があったものであり（当職らとしては、単なる誤記であろうと認識しておりました）、当職ら及び担当事務員の堀において「異なる法律事務所の名称」などといったものを貴連合会に対してお送りした経緯はございません。

2 上記メール第2項について

同所におけるご主張は、全く趣旨不明です。貴連合会がこれまでの交渉の内容をどのようにご理解され、それをどのように [REDACTED] にご説明されているか存じません

が、当方らの回答に何ら変更などございません。

すなわち、当方の回答の骨子は、

① [REDACTED] 及び貴連合会におかれて、和解による解決をご希望されない場合には、訴訟提起等の法的措置を執られたり、行政機関等への申告等をなされたりしていただいて構わない

②和解による解決をご希望の場合には、本件紛争の「終局的な解決」に向け、紛争の蒸し返しを防止する必要があるため、当然のことながら、[REDACTED] 及び貴連合会の恣意的な行動を際限なく容認せざるを得なくなるような内容の条件を通知法人において受け容れることなどできない（換言すれば、かような条件を呑まなければならぬのであれば、通知法人において本件和解を成立させる実益など皆無である）

というものであって、かかる回答内容は、一般的な和解協議における主張として極めて常識的なものと思料いたしておりますので、貴連合会のご指摘については理解いたしかねます。

なお、前回の「回答6」にてもご回答させていただいておりますが、貴連合会ご提示の和解案での解決は不可能ですので、今般、改めてこの旨ご回答いたします。

3 上記メール第3項について

同所のご主張の趣旨は図りかねますが、大要、第2項と同趣旨の内容であると理解されますので、詳細な回答は繰り返しません。

通知法人といたしましては、貴連合会がどの点を捉えて「解決」と考えておられるのか存じませんが、本件紛争を和解によって解決するのであれば、個々の問題点を分断することなく、全てについて一体的な解決を図らせていただきたいと考えております。

つきましては、改めて、当方からの「回答書6」別紙の和解案に合意いただきたく、ご検討の程よろしくお願ひいたします。

なお、念のため付言いたしますと、同所において「弁護士会に対しての懲戒請求」に関する言及がございますが、当方からの「回答書6」記載のとおり、本件が和解によって解決となる場合であっても、「懲戒請求」は全く別個の問題ですので、取り下げていただく必要はございません（したがって、この点につきましては、当方ご提示の和解案でも触れておりませんので、ご確認ください）。

草々